

令和6年第2回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和6年6月19日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	松井良之
産業課長	遠山雅浩	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	村松浩文	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 議案第37号

設楽町手数料条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第2 議案第38号

令和6年度設楽町一般会計補正予算（第1号）

(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)

日程第3 議案第39号

令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

(文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第40号

令和6年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）

(文教厚生委員長報告)

日程第5 陳情第5号

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

(総務建設委員長報告)

日程第6 陳情第6号

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

(文教厚生委員長報告)

日程第7 陳情第7号

介護・障害福祉現場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情

(文教厚生委員長報告)

日程第8 陳情第8号

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

(文教厚生委員長報告)

日程第9 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第10 議案第41号

財産取得契約の締結について

(追加)

日程第11 議案第42号

財産取得契約の締結について

(追加)

日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第13 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について (追加)

会 議 録

開会 午前8時58分

議長 皆さん、おはようございます。時間が一、二分早いですが、全員揃っておりますので始めていきたくと思います。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和6年第2回設楽町議会定例会(第2日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 おはようございます。本日、6月議会最終日に際しまして、議員各位に

おかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

去る6月16日、先週の日曜日ですけれども、寒狭川のアユ釣りの解禁があり、早朝より多くの釣り人が設楽町を訪れアユ釣りを楽しんでみえました。そのなかで、名前に「あゆ」がつく人を集める、鮎まつりというものを道の駅で行いました。キッチンカーの出店や八雲苑の特別出店もあり、イベントを盛り上げていただけました。しかし、鮎まつりで集まった名前に「あゆ」とつく人は少なく、10人程度をお聞きしておりますけれども、遠くは名古屋や岡崎から参加いただいたようで、地道ではありますが設楽町はPRできたのかなと思っています。

次に、今年度から愛知県予算において、重点プロジェクト、これは東三河8市町村と経済界などで作っているプロジェクトでありますけれども、「東三河森林ルネッサンスプロジェクト～森林資源の循環利用における東三河の振興」事業計画の中に、田口高校との連携を位置づけていただき、田口高校の魅力化に取り組むこととなりました。

この件は、今回の6月定例会一般質問の答弁の中でも触れておりますけれども、東三河総局、愛知県教育委員会、田口高校などが連携しながら、具体的には、木工事業者と田口高校のコラボ商品の開発、また田口高校や森林林業の魅力発信、新たな学習カリキュラムの開発への着手してまいります。また、そのためのプログラムの開発や運用支援を委託するためプロポーザルによる業者選定が7月上旬に行われると聞いております。

これまでも北設3町村で田口高校の魅力化というものをやってきたところではありますが、一歩進んだ具体的な取組を行っていただけることに対し、大変大きな期待するところでもあります。

本日は、財産取得契約の締結の2件を追加上程いたしました。初日に上程しました議案と併せて、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。議会最終日の審議に先立ち、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏)おはようございます。令和6年第8回議会運営委員会の委員長報告を行います。

令和6年第2回定例会第2日の運営について、去る6月14日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

本日の案件は、委員会付託の議案4件、陳情4件、委員会の調査報告1件、追加案件は町長提出2件、継続審査申出が2件です。日程第1から日程第8までは委員会付託案件で、一括上程し、委員長報告に対する討論、採決は1件ごとに行います。

日程第9は委員会の調査報告で単独上程です。

日程第10、日程第11は追加議案で、それぞれ単独上程し、質疑、討論、採決を行います。

日程第12、日程第13は継続審査の申出で、それぞれ単独上程します。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧を御覧ください。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

議長 日程第1、議案第37号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」から、日程第8、陳情第8号「「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、並びに文教厚生委員会に付託をしておりますので委員長の報告を求めます。

4原田(直) おはようございます。令和6年第2回総務建設委員会、委員長報告を行います。

令和6年6月7日金曜日、午前8時57分から9時30分まで総務建設委員会を開催しました。

出席者は、委員9名全員、加藤議長、今泉事務局長。執行部からは町長副町長、教育長ほか、担当課長の出席をいただきました。

付託された議案1件、陳情1件を審議。審議の結果を報告します。

審査事件、1付託事件、(1)議案第38号「令和6年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」、総務建設委員会所管について審議をしました。質疑、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

(2)陳情第5号、「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について。採択意見、趣旨採択意見、それぞれ出まして、採決の結果、賛成多数で趣旨採択に決しました。質疑の内容については下記のとおりですので御参照いただきたいと思います。

2、「その他」に移りました。

令和6年第3回全員協議会で未回答の事案について2件説明を受けまし

た。

そのあと、広報したらの有料広告、その後、今後どのように続いていくかという質問があり、別紙のとおり回答がありました。先の未回答事件の内容につきましても、別紙のとおり参照いただきたいと思います。

委員会終了後、トンネルの事前説明を受けた後、箱上橋の現地視察を行い、そのあと、名倉大橋、それから、川口地区に新設されましたグランピング施設の視察を行い、委員会を終了しました。

以上で、委員会報告を終わらせていただきます。

5 七原 令和6年度第2回文教厚生委員会委員長報告を行います。

令和6年6月10日月曜日午前9時から午前10時15分まで文教厚生委員会を開催いたしました。

出席者、文教厚生委員9名全員、議長、議会事務局長。執行部からは町長、副町長、教育長をはじめ、計10名の出席をいただいております。

付託されました議案4件陳情3件について審議の結果を報告します。

付託事件、議案第37号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号、「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」、文教厚生委員会所管、質疑7件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑内容については用紙のほうを御参照ください。

議案第39号、「令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、質疑1件、討論なし。賛成7、反対1で、原案のとおり可決すべきものと決しました。質問内容については御参照ください。

議案第40号、「令和6年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」、質疑なし、討論なし。原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第6号、「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」、採択2、趣旨採択6により、趣旨採択とすべきものに決しました。

陳情第7号、「介護・障害福祉現場の1人夜勤をなくし複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情」、採択4、趣旨採択4、委員長、趣旨採択に賛成で、趣旨採択にすべきものと決しました。

陳情第8号、「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情」、採択2、趣旨採択6、以上により趣旨採択にすべきものと決しました。

「その他」、「設楽町議会文教厚生委員会説明資料（公立保育園再編）」についてということで執行部から説明がありました。主な質疑については用紙のほうに記してありますので御参照ください。

委員会終了後、管内視察としまして、旧田峯小学校、そして養護老人ホームやすらぎの里のほうを視察いたしました。視察後、解散となりました。以上です。

議長 委員長報告は終わりました。

討論採決は1件ごとに行います。

議長 議案第37号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第38号「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第38号は、委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

議長 議案第39号「令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 39 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

議長 議案第 40 号「令和 6 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 40 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

議長 陳情第 5 号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 5 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 5 号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長 陳情第 6 号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第6号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第6号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長 陳情第7号「介護・障害現場の1人夜勤をなくし、複数配置を当たりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第7号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第7号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長 陳情第8号「1年単位の变形労働時間制」導入のための条例改正ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第8号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第8号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長 日程第9「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いします。

7 山口 それでは、令和 6 年第 2 回設楽町議会ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。詳細につきましては皆さん御手元に資料を配付してございますので、御参照していただきたいと思っております。要点のみ報告させていただきます。

令和 6 年 6 月 11 日、9 時 28 分より、10 時 27 分までこの議場におきまして委員会を開催し、またその後、10 時から 12 時まで、現地のほうへ視察をしてまいりました。

主な内容につきましては、「所掌事務の調査」といたしまして、設楽ダム建設事業また、設楽ダム工事事務所から説明を元来受けておりましたが、令和 6 年 5 月 24 日の議会全員協議会におきまして、国また県の 6 年度の設楽ダム建設事業の内容につきましては、皆さん、報告を受けておりますので、私たちも重複しないよう、補足内容のみ説明を受けました。

県におきましては、県のそのときの説明を踏まえまして、質疑応答に入りまして、質疑が 2 件、意見が 1 件。報告書記載のとおりでございます。

設楽ダム工事事務所の内容につきましては、質疑 3 件。それにつきましても記載のとおりでございます。

また、「その他」に入りまして、全般を通じまして質疑 4 件、意見を 1 件委員のほうから出されまして、回答につきましては、配付資料のとおりでございます。

その後、先ほど申し上げました現地の視察に参りました。付替道路、設楽根羽線の 3 号橋、それから、元、矢崎の跡地であります、設楽ダム本体工事の宿舎の建設が始まっておりますので、そこを視察してまいりました。そして国道 257 号線の清崎、安沢地内の一番田口寄りの、ミニバイパスが工事が始まっております。その工事の視察をしてまいりました。

以上、視察を終えまして、現地にて委員会を解散させていただきました。

以上が報告でございます。

議長 ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第 10、議案第 41 号「財産取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 皆さんおはようございます。それでは、議案第 41 号「財産取得契約の締結について」を説明しますので、3 ページ、4 ページを御覧ください。

大型提示装置——ディスプレイ型電子黒板、一式リースについての機器の購入に係る契約の締結につきましては、資料 3 ページの最下段の 2 行に説明してありますけれども、賃貸借契約、長期継続契約のうち、期間満了後

に物件の所有権が町に無償譲渡されるものは、財産の取得に当たると解釈されておりますので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する、予定価格700万以上の財産の取得に該当し、一般競争入札により財産の取得金額を1,753万6,200円として落札者のNECキャピタルソリューション株式会社中部支店と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当たり議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、6月6日に2社による一般競争入札の結果、税抜1,647万9,710円の予定価格に対し、落札価格は税抜1,594万2,000円で、その落札率は96.74%でありました。

具体的な備品の内容につきましては、資料5ページに記載したとおりであります。65型電子黒板セット、19セット、ノート型パソコンを7台をリース物件として、こうした内容で発注したものであります。なお6年目以降は無償物件として譲渡され、町の財産として位置付けることとなります。

なお財産処分の詳細につきましては、教育課長のほうから説明をさせていただきます。

教育課長 それでは今回の大型ディスプレイ、大型提示装置の取得について御説明いたします。

今回は、電子黒板セット一式を19、電子黒板用専用のノートパソコンを7台リースとするものです。

内訳につきましては、田口小学校が4台、清嶺小学校3台、名倉小学校が3台、設楽中学校が9台の、電子黒板のセットは19セット。既存の電子黒板用のノートパソコンは、田口小学校2台、清嶺小学校1台、名倉小学校1台、津具小学校1台、設楽中学校2台で、型式の古いノートパソコンを更新するものです。

本件の新しいリースが始まった後の各学校の所有台数につきましては、田口小学校が7台、清嶺小学校が4台、名倉小学校が4台、津具小学校が1台、設楽中学校が12台となります。田口小学校、設楽中学校につきましては、旧田峯小学校、旧津具中学校からの移設も含めての数になります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第41号の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 村松(純) このリースなのですが、毎年、年契約ということですか。6年の契約でこの金額ということでしょうか。年契約でしょうか。

教育課長 リース契約期間は5年間になりまして、令和6年の7月1日から令

和 11 年の 6 月 30 日までということ、今年度は 9 か月分のリース料金を払うことになります。

議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

1 村松(一) 5 ページの資料なのですが、ちょっとこれ答えられるかどうか分かりませんが、電子黒板の価格と専用パソコンの価格って 1 台当たり分かれば教えてください。

議長 一式ではなく、1 台 1 台ということよろしいですか。

教育課長 電子黒板の型式ということですか。ノートパソコンは Windows の 11 が入っているというようなことですか。すみません 1 台ごとの価格。はい、分かっております。

(発言する者あり)

教育課長 全体の入札価格は分かっておりますが、1 台ごとは手元に資料がありませんので、ここではちょっと御回答が今できない状況ですみません。

5 七原 一般的に入札となると、業者のほうは細かく計算しますけど、一式で金額入れちゃいますので多分手元にはないということだと思っんですね。予定価格を出す際には、それぞれ参考にした価格をもとにこれだけということで町のほうで予定価格を出していると思いますので、その資料があればその資料を、後ほど何らかのときに見せていただきたいというのが村松議員の言ったことかなと思いますので。代わりにちょっと質問しますが、そういう点ではいかがでしょう。

教育課長 入札の算出根拠として出ている数字としましては、モニターのほうで 45 万。ノートパソコンのほうは 23 万というふうになっております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

8 田中 同じ件だと思うのですが、今回は、十何台でしたか契約して、5 か月契約というか、5 か月使ってそのあとは町に譲渡されるという。

(発言する者あり)

8 田中 あ、5 年ね。60 か月ね、町に譲渡されるということだから、これは議決に付さなければならないという説明だったのですが、これからもそういう契約があるのか、過去にもあったと思うのですが。その点の金額と、議決に付すべきだったかどうか、その有無について教えてください。

総務課長 過去に、いろいろとそういったリースの契約を結んできているわけですが、例えばパソコンのように 5 年もたてばスペックも古くなって使用に耐えられないというような場合は、譲渡という形ではなくて、リース終了後処分という形で過去にはやってきております。

今回のように、モニターディスプレイですね、ディスプレイですと、家

庭のテレビをイメージしていただければいいと思うのですが、65型の大きいテレビというと、電化製品としての耐用年数が短いとは思いますが、使用そのものは10年とか、長く持てば15年の使用ができるというようなものをリースする場合、そういったときには、リース後譲渡というような、リースで受ける物件の内容によって今後も譲渡いただくのか、処分していただくのか、その都度決めていきたいとは思っております。ただ、その取決めをしたものが全くありませんので、その都度協議しながら決定していきたいと考えております。

以上です。

8 田中 過去にも注文はあったけれども、議決に付すまでには至らない契約だったと。今後はどうなんですか。今後、電子黒板をたくさん契約して、それも議会の議案として出てくるという可能性はあるんでしょうか。

教育長 今後も、これが一応5年たって町のものになったとしても、スペックとかいろいろ、これからどんどんDX化が進んでいきますので、そういった場合にこういう金額を押せばまた同じような議決が必要となるというふうには考えております。

8 田中 すみません。それで、総括的にお尋ねするのですが、電子黒板というのは今回でほぼその導入し終えたのか、それともまだ今後もっと増えていくということなのでしょうか。5ページの上の欄と下の欄にそのことが書いてあるのですが、今後どうなるのか。

教育長 今回、津具やなんかは先に整備したので、津具小学校は今回ディスプレイないのですが、今、複式学級で1つの教室に後ろと前、ですから3年と4年で1台ずつ使って算数の授業とかやっています。なので、1クラスに1台という今状況じゃないので、こういった数で整備しています。今後クラスが今のところ増えるという予想はありませんので、台数的にはこのぐらいで賄えるのではないかと考えています。あとは更新を考えないといけないと思ってます。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それではこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 11、議案第 42 号「財産取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 42 号「財産取得契約の締結について」、消防ポンプ自動車購入事業を説明しますので、資料の 6 ページから 7 ページを御覧ください。

消防ポンプ自動車購入事業についての車両の購入に係る契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する、予定価格 700 万円以上の財産の取得に該当し、指名競争入札により財産の取得金額を 2,860 万円として、落札者の山佐産工株式会社と仮契約を締結しました。本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、5 月 29 日に 7 社による指名競争入札の結果、税抜 2,666 万 4,000 円の予定価格に対し、落札価格は税抜 2,600 万円で、その落札率は 97.51% でありました。

具体的な備品の内容につきましては、資料 8 ページを御覧いただきたいと思いますと思いますが、津具分団の消防ポンプ自動車が 26 年を経過しており、ポンプ車のそれぞれのパーツを含めて車両全体が老朽化しており、特にポンプ部分に支障が生じていることから更新をするものであります。

車種は日本消防検定協会の型式試験に合格した 3 トン級消防ポンプ自動車専用シャシをベースにして、ABS 機能付き四輪駆動、変速装置はオートマチックトランスミッションとして、そして、消防施設部分は低燃費かつ遠距離高圧放水が可能な A-2 級高圧 3 段タービンポンプ、または同等の最新式の国家検定に合格したものなどの内容で発注したものであります。説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 7 ページのところをお願いします。指名 7 社で入札されたわけですが、7 番の浜島防災システム株式会社さんは入札辞退届が出たと、辞退ということは、私はそういうことと解釈します。が、6 番の中部トーハツ防災株式会社さんは、未受領とあります。これは、入札辞退届が出ていないというふうに解釈しますが、そうなのでしょうか、御確認願います。

総務課長 今回の中部トーハツ防災株式会社、未受領ということで、どういった案件かということ、電子入札ですので、メールのほうがその会社、会社に届くわけですが、それを確認してないと。見ていないと。指名参加資格の通知を、入札通知を送ったところ、それを確認、相手がしていないということで未受領ということでございます。メールは間違いなく送っておりますし、それでは過去にそういったことがあるかということもちょっと調べてはみたのですが、この中部トーハツに限っては今回が初めてのようでした。

以上です。

6 金田(敏) 指名願いは当然出ているわけですね。それであってかつこういう指名があったときに見ていないというのはかなりの怠慢だなと思います。またそれに対して、これは大変設楽町に対して失礼な態度だと私は思いますが、町のお考えはいかがでしょうか。

総務課長 実はこういった未受領、入札の通知を送って未受領の場合の処罰規定等々がうちのほうには整備されておきませんので、今の状況では、それでは未受領があったからといって何かしらの罰を与えるというのがいいのか、ちょっと、適切かどうか分かりませんが、そういった処罰規定のほうは、特に今のところはありません。

6 金田(敏) では、町としては今後、別に消防ポンプに限らず、一般土木、一般建築等々であっても、入札であっても、このように入札等に無届けで参加しなくても何の処罰もなし、ペナルティーもなし、そういうお考えですね。

総務課長 今回中部トーハツの案件なのですが、過去の入札案件も入札はしていただいております。たまたま忙しかったのか、理由は確認できておりませんが、それが例えば頻繁に行われた場合、それはそれで問題となりますので、今後そういった状況を見ながら検討させていただきたいと考えております。

6 金田(敏) 次、8ページをお願いしたいのですが、これ津具分団のポンプ車なのですが、「真空ポンプが安定せず」というのはちょっと難しい表現なのですが、いつ頃から安定していないのか。また、これ実際災害時のときに水が出ない状態だったのか、もし出ないとしたのだったら、いつごろから水が出なかったのか。これ、また大きな問題がなかったからよかったんだけど、これいつ頃からだったのでしょうか。

総務課長 消防団が所有していますポンプ自動車、小型ポンプ、全てにおいて毎年性能検査というものを行っております。その中で、真空ポンプ、水を川から上げる能力が落ちてきているというのは以前からあったようなので

すが、購入後 26 年の経過の中で、部品等々も非常に供給する部品が無くなってきたということもあって、真空ポンプそのものがかなりくたびれてきていて、真空——水を上げる力がゼロではないのですが、水を上げる力はあるのですが、通常力を発揮するまでに至らないということで、ポンプの限界ということで今回更新をするものなのですが。ちょっといつ頃からか、そういう症状が出始めているかというのは、ちょっと今手持ち資料のほうにはございませんのでお答えすることできません。申し訳ありません。

(発言する者あり)

議長 同一案件ではないので。もう最後でよろしいですか。

(発言する者あり)

6 金田(敏) 議題を変えればいいんでしょ。

(発言する者あり)

議長 申し訳ありません。財産取得に関わる同一案件ということで御指摘ございました。そのとおりだと思いますので、金田敏行君には質問があると思いますが、直接また、御確認ください。

それでは、ほかにありましたらお願いします。

2 村松(純) 廃止車両の処分方法というのは何か決まっていますでしょうか。

総務課長 現在の CD-1 のポンプ車両は購入、納品されたと同時に業者に引き取ってもらう、そういった予定をしております。

2 村松(純) よくネットとかでオークションみたいのをやっていたりするんですけど、そういうのに出すような考えというのはないですか。

総務課長 そういったもので、ポンプ、消防自動車が出ているのは存じておりますが、設楽町の場合そこまでちょっと今のところは考えておりません。

議長 ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 42 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 12「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 13「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和 6 年第 2 回設楽町議会定例会を閉会とします。お疲れ様でした。

散会 午前 9 時 52 分